

宮城県学校給食用牛乳供給事業に係る見積価格徴集等に係る事務取扱について

宮城県学校給食用牛乳供給事業に係る供給価格等決定要領(平成12年6月14日施行。以下「決定要領」という。)の第6の規定に基づく見積価格の徴集及び供給事業者の決定等に関する事務取扱については決定要領に規定するものほか、次のとおりとします。

第1 見積価格の提出

決定要領第5の2の規定により要件が確認された乳業者は、区域ごとに「宮城県学校給食用牛乳供給事業見積価格書」(別紙様式-1)を作成し、別添の封筒記入例のとおり、封筒に区域名及び乳業者名を明記し区域ごとに封入し、封印して提出してください。見積は、消費税及び地方消費税を含まない金額で記入してください。

なお、その際見積価格書の「年度」、「区域名」、「見積金額」、「乳業者名」及び「印」を確認し、記入・押印漏れのないように留意願います。

第2 開封

供給価格等の決定を公正に行うため、中立な立場にある複数の適正運営委員を選定し、見積価格の開封・比較に当たっては、当該適正運営委員の立ち会いの下に公正に行います。

第3 結果の通知

決定要領第6の2の(2)により供給事業者を決定したときは、その都度当該供給希望乳業者に対し、決定した旨を速やかに文書で通知します。

第4 激減緩和措置

- (1) 決定要領第6の2(2)のロの規定の対象となる事業者は、当該区域に見積価格書を提出した乳業者であり、見積価格書を提出しない乳業者は対象となりません。
- (2) 見積徴集執行者は、決定要領第6の2(1)により供給価格が決定した後、当該区域の見積価格書提出乳業者の中に、前年度における当該区域の供給事業者(以下「前年度供給事業者」という。)がいる場合は、当該前年度供給事業者から提出された学校給食用牛乳供給希望申請書により、決定要領第6の2(2)のロの(ロ)及び(ハ)の要件に該当するか否かを確認します。
- (3) 当該前年度供給事業者が決定要領第6の2(2)のロの(ロ)及び(ハ)の要件に該当する場合は、見積徴集執行者は当該前年度供給事業者に対し、「宮城県学校給食用牛乳供給事業激減緩和措置要件確認書」(別紙様式-2)を提出するよう、文書で通知します。
- (4) 見積徴集執行者は、提出された別紙様式-2に基づき、適正運営委員の立ち会いの下、前年度供給事業者が決定要領第6の2(2)のロの要件を全て満たすか否かを確認します。

第5 混乱緩和措置

- (1) 見積徴集執行者は、決定要領第6の2(2)のハにより当該区域内の学校開設者

に供給事業者変更の意向確認を行う場合は、文書で行います。

- (2) この措置は、当該区域内の学校開設者への供給事業者変更の意向確認の結果、当該区域内の全ての学校開設者が前年度供給事業者からの供給を希望した場合にのみ、前年度供給事業者からの供給を認めるものであり、当該区域内の一部の学校開設者のみが希望する場合は、前年度供給事業者からの供給は認められません。
- (3) この措置は、第4の激減緩和措置をとってもなお前年度供給事業者以外の乳業者が供給事業者となる場合に適用することとされており、また、決定要領第6の2(2)のロにおいて、激減緩和措置は「同一区域において、2年続けての適用は行わない」との規定されていることから、前年に激減緩和措置が行われた区域に対してこの措置のみを適用することはありません。

第6 くじ引き

決定要領第6の2(3)に規定するくじ引きは、知事の指定する日時、場所で適正運営委員の立ち会いの下に行うものとします。

第7 見積価格の再徴集

決定要領第6の2(4)の見積価格の提出がない場合及び決定要領第6の2(5)の予定価格以下の見積価格の提出がない場合の呼びかけは、当該乳業者に文書で行います。

附 則

この事務取扱は、平成12年6月14日施行する。

附 則

この事務取扱は、令和6年12月23日から施行する。

別紙様式－1

年度宮城県学校給食用牛乳供給事業見積価格書
(第 区域・区域名「 」)

年 月 日

宮城県知事

殿

(見積提出乳業者)
所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

年度の宮城県学校給食用牛乳供給事業の標記区域について、下記の金額をもつて供給したいので見積価格書を提出します。

記

百	十	円	十銭	銭
見積金額 円也				

注) 見積価格は、200cc1本あたりの指定場所持ち込み単価（税抜き）を記入してください。

年度宮城県学校給食用牛乳供給事業激減緩和措置要件確認書

年 月 日

宮城県知事

殿

(前年度供給事業者)

商号又は名称

代表者職氏名

印

年度の下記の区域に係る学校給食用牛乳の供給について、宮城県学校給食用牛乳供給事業に係る供給価格等決定要領（以下「決定要領」という。）第6の2（2）ロの規定により、下記1の供給区域への供給について、2のとおり報告します。

記

1 激減緩和措置対象区域について

（見積徴集結果通知に記載されている激減緩和措置の対象となる区域及び供給価格を記入してください。）

（1）区域 第_____区域 区域名_____

（2）供給価格 _____円／本（税抜き）

2 決定要領第6の2（2）ロの要件について

（次のイの（ ）内の該当項目に○を記入の上、ロ～ニまで内容を記入してください。）

イ 繼続供給希望について

上記1（1）の区域に対し、上記1（2）の供給価格での供給を、

（ ）希望する

（ ）希望しない

ロ 宮城県内の学乳工場の有無について

工場の住所_____

ハ 事業者の規模

資本の額又は出資の総額 _____千円

従業員（正社員）数 _____人

二 前年度の学校給食用牛乳供給量

学校給食用牛乳供給計画本数（供給している全区域の合計本数）_____本

(封筒記入例)

1 封入封筒記入方法

各区域ごとに下記のとおり行ってください。

おもて

〇〇年度

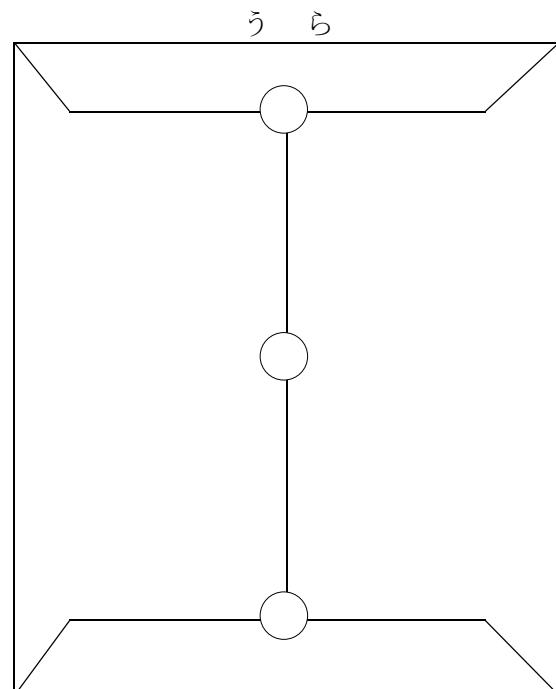
宮城県学校給食用牛乳供給事業

第〇〇区域

(区域名 □□□)

見積価格書在中

△△乳業株式会社



- ① 「〇〇年度宮城県学校給食用牛乳供給事業 第〇〇区域 (区域名 □□□)」及び「見積価格書在中」と明記してください。
- ② 乳業者名も忘れずに記入してください。
- ③ 封筒の裏には必ず封印をしてください (図の○印)。

2 郵送の場合の表書き

〒980-8570

① ○年度・
・
・
・
・
在中

宮城県農政部畜産課

行

←朱書き

- ① 封筒の表に「〇〇年度宮城県学校給食用牛乳供給事業見積価格書在中」と朱書きしてください。
- ② 乳業者名を明記してください。
- ③ 区域ごとの「見積価格書封入封筒」の封入を確認し、必ず簡易書留等、配達の完了が記録される方法で郵送願います。
- ④ この封筒は、受付後、封入封筒確認のため開封します。

※「980-8570」は県庁専用郵便番号のため、住所の記載は不要です。